

# 鹿児島県身障者用駐車場利用証制度 (パーキングパーミット制度)

～この場所を、必要としている人がいます～

## 身障者用駐車場利用証制度とは？

この制度は、公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付することで、本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度です。



## 身障者用駐車場利用証

(緑色)



障害者、高齢者難病の方  
【有効期間：5年間】

(赤色)



車椅子常時利用者  
【有効期間：5年間】

(オレンジ色)



一時的に歩行困難な方  
【有効期間：1年未満】



身障者用駐車場の設置数には限りがあります。同乗者の介助などにより歩行や車の乗り降りが容易となる時は、できるだけ他のドアを全開にしなければ乗り降りができない方等のために身障者用駐車場を譲っていただきますよう御配慮をお願いします。

身障者用駐車場は、車の乗り降りのためにドアを全開にしなければならない方、歩行困難によりできるだけ建物に近い位置に駐車を必要としている方の駐車スペースです。誰もが楽しく出かけ楽しめるよう、みんながゆずりあい・いたわりあい・思いやりのやさしい気持ちを持ち、共にいきいきと暮らせるまちづくりを進めていきましょう。